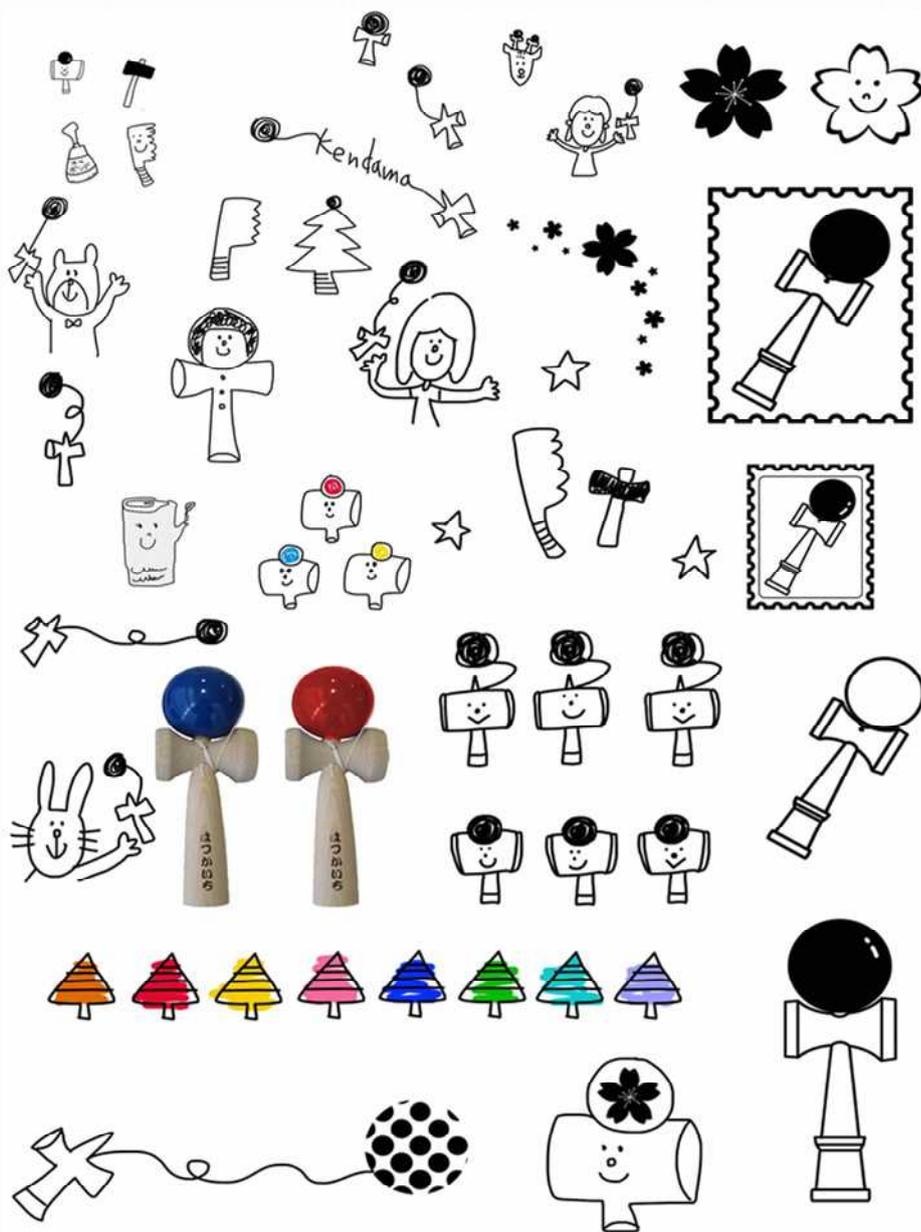


令和6年度（2024年度版）廿日市市認可保育施設

入園のご案内



 廿日市市こども課保育係

〒738-8512

廿日市市新宮一丁目 13 番 1 号 山崎本社みんなのあいプラザ

0829-30-9154



目 次

1. 保育施設の種類.....	1
2. 令和6年度（2024年度）クラス年齢表.....	1
3. 令和6年度入園申込の注意点.....	1
4. 入園申込から入園までの流れ※2号認定・3号認定.....	2
5. 保育の必要性の認定（支給認定）.....	5
6. 申込に必要な書類について.....	6
7. 入園申込の注意事項について.....	9
8. 特別保育.....	10
9. 保育料.....	11
10. 保育施設の広域入所.....	15
11. 保育施設一覧.....	16
12. 災害時等における保育施設の臨時休園について.....	17
13. 保育施設マップ.....	18



1. 保育施設の種類

施設		内容
保育所	公立保育園	保護者の就労又は病気などの理由により、保育を必要とする乳児・幼児を保護者のもとから通わせて、日々保育する施設
	私立保育園	
	小規模保育園	
	事業所内保育園	
認定こども園	私立認定こども園	教育・保育を一体的に行い、幼稚園と保育園の両方の機能を併せ持っている施設

※この案内は、廿日市市内の認可保育施設を対象にしています。

2. 令和 6 年度（2024 年度）クラス年齢表

クラス年齢	生年月日	
0 歳 児	令和 5 年（2023 年）4 月 2 日	～
1 歳 児	令和 4 年（2022 年）4 月 2 日	～ 令和 5 年（2023 年）4 月 1 日
2 歳 児	令和 3 年（2021 年）4 月 2 日	～ 令和 4 年（2022 年）4 月 1 日
3 歳 児	令和 2 年（2020 年）4 月 2 日	～ 令和 3 年（2021 年）4 月 1 日
4 歳 児	平成 31 年(2019 年)4 月 2 日	～ 令和 2 年（2020 年）4 月 1 日
5 歳 児	平成 30 年(2018 年)4 月 2 日	～ 平成 31 年(2019 年)4 月 1 日

※保育施設の入園クラスは、4 月 1 日現在の児童の満年齢により編成されます。

令和 5 年 4 月 2 日以降に生まれ、入園日に満 1 歳を過ぎている場合、0 歳児保育を行っている園に限り、0 歳児クラスと 1 歳児クラスのどちらのクラスに入園申込みをするか選択できます。

3. 令和 6 年度入園申込の注意点

- (1) 利用希望月の前月の 15 日までが申込み受付期間です。
- (2) 受付は第 1 希望の保育施設で行いますので、申込書など提出書類を提出してください。
- (3) 入園申込書には通園できる範囲で第 6 希望まで記入してください。記入された 6 園でのみ入園調整を行います。
- (4) 4 月入園の申込受付期間
 - 1 次受付：令和 5 年 1 2 月 2 日（土）～ 令和 6 年 1 月 1 5 日（月）
 - 2 次受付：令和 6 年 2 月 1 日（木）～ 令和 6 年 2 月 2 9 日（木）

4. 入園申込から入園までの流れ※ 2号認定・3号認定

令和6年4月 新規入園の場合

【令和5年11月1日（水）から「入園のご案内」の配布開始】

申込日程は、広報はつがいち11月号及び廿日市市ホームページでお知らせします。また、入園案内及び申込書などの様式は各保育施設、山崎本社みんなのあいプラザ1階こども課、各支所福祉担当窓口で配布します。廿日市市ホームページからもダウンロードすることができます。

【令和5年12月2日（土）から令和6年1月15日（月）まで受付】

令和6年4月に保育施設に入園を希望する方の申込受付を、次の日程で行います。入園を希望される方は、申込書など提出書類をご用意のうえ、必ず児童と一緒に受付場所まで来ていただき、申込みの手続きをしてください。

※ きょうだい同時に申込み場合は、長子の時間帯にご来場ください。

受付日時	受付時間		受付場所
令和5年12月2日（土）	10時～12時	0～2歳児	山崎みんなのあいプラザ （1階多目的ホール）
令和5年12月3日（日）	13時～16時	3～5歳児	
令和5年12月4日（月）	10時～12時	0～2歳児	廿日市市大野支所 （3階研修室）
	13時～16時	3～5歳児	
令和5年12月5日（火）	10時～12時	0～2歳児	山崎本社みんなのあいプラザ （1階こども課窓口）
	13時～16時	3～5歳児	
令和5年12月7日（木）	10時～13時	0～2歳児	佐伯地区一斉受付 （友和保育園）
	13時～16時	3～5歳児	
令和5年12月8日（金）	10時～12時	0～2歳児	山崎本社みんなのあいプラザ （1階こども課窓口）
	13時～16時	3～5歳児	
令和5年12月11日（月）から 令和6年1月15日（月）まで			第1希望の保育園 （原則、事前連絡をお願いします。）

【令和6年2月中旬に通知発送】

入園調整後、令和6年2月中旬頃、入園の可否について通知をご自宅宛てに発送します。各保育施設の空き状況によっては、希望の保育施設に入園できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

※ 保育料については4月上旬ごろに「保育料決定通知書」を別途通知します。

【2次申込について】

上記で決定しなかった人を対象に、2次申込を行います。

1次申込で入園保留となった方は、希望の保育施設を変更して2次申込ができます。

2次申込は1次調整後に空きがある保育施設でのみ利用調整を行います。

入園申込書には通園できる範囲で第6希望まで記入してください。記入された6園でのみ入園調整を行います。希望される保育施設以外は調整の対象とはなりません。

※ 2次申込でも入園保留となった場合は、2度目の保留通知は発送しません。

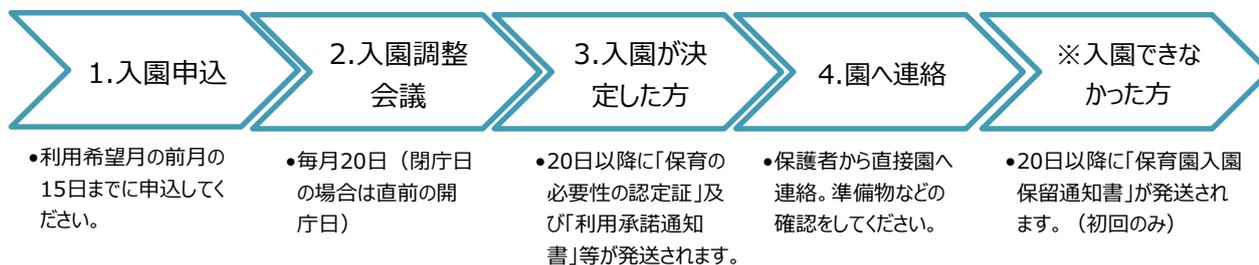
※ 令和6年3月選考及び令和6年4月1次調整後の空き状況ページの更新はありません。窓口でもお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

※ 2次申込受付期間までに申込をされていない方は、4月中の入園はできません。

2次申込み期間

実施日	新規申込の場合	希望園変更届の提出
令和6年2月1日から 令和6年2月29日	第1希望の保育施設 （原則、事前連絡をお願いします。）	こども課窓口

令和6年4月以降の申込み



毎月20日頃に入園調整会議を行います。

入園希望者が保育施設の定員を超える場合は、保育を必要とする状況等を指数にし、入園の調整順位を決め、順位の高い方から入園を決定します（入園の可否は申込日順ではありません）。また、調整は希望される保育施設の範囲内で行います。希望される保育施設以外は調整の対象とはなりません。



【入園を希望する月の前月の15日まで申込み受付】

15日が休園日の場合は、15日より前の休園日でない日が受付締切日となります。締め切りを過ぎると次月分の申込として受け付けるので注意してください。

受付は第1希望の保育施設で行いますので、申込書などの提出書類をご用意のうえ、児童と一緒にお願いします。

【2月・3月入園の締切り】

令和7年1月15日です。入園保留となった場合は、同じ申請・申込内容で翌月及び4月入園の利用調整を行います。

【入園を希望する前月の下旬に通知書発送】

入園が決定した方には、「保育の必要性の認定証」、「利用承諾通知書」及び「保育料決定通知書」等を発送します。

入園できない方には、「保育園入園保留通知書」を初回のみ発送します。その後は入園待機児童として翌月以降も引き続き調整を行います。申請書などの再提出は内容に変更がなければ不要です。2回目以降の「保育園入園保留通知書」の発行を希望する場合、こども課保育係へご連絡ください。

【入園希望日の前日までに保護者から保育施設へ連絡】

入園が決定した方には、入園が決定した保育施設にて準備物などの説明を行いますので、説明を受ける日をあらかじめ保育施設に連絡してください。

入園決定後に入園を辞退する場合は、速やかにこども課保育係に「保育園入園取下届」を提出してください。提出がない場合は、保育料を納付していただくことになります。



転園申請について

転園をご希望される場合、転園希望月の前月の15日までに在籍園に「保育園転園願」を提出してください。2月・3月の転園申込の提出は、令和7年1月15日です。

転園が決定した場合

入園調整会議後、在籍園より連絡します。転園の場合、新しい園生活を安心して過ごせるように、転園先に児童の情報等を提供することがあります。

転園決定後は、現在通われている園には別の児童が入園しますので、**必ず退園していただくことになります。**希望順位の低い園へ決定となって元の園に通いたいと希望されても戻れませんので、ご注意ください。

転園が保留となった場合

保護者の方から取り下げの連絡がない限り審査は継続します。

転園を希望されなくなった場合は、すみやかに取り下げの手続きをしてください。



5. 保育の必要性の認定（支給認定）

認定の内容 認定内容には、認定区分、保育必要量、保育を必要とする事由、認定期間の4つの項目があります。

(1) 認定区分 児童の年齢と、利用施設による区分です。

認定	利用施設	対象年齢
1号認定	教育施設利用	満3歳以上の幼稚園児
2号認定	保育施設利用	3歳の誕生日の前日から小学校就学前日まで
3号認定		0歳から3歳の誕生日の2日前まで

(2) 保育事由 2号認定又は3号認定を受ける場合は、次の①と②の両方に該当する必要があります。

① 廿日市市内に住民票があり、実際に廿日市市内で生活している児童

申込書提出日において、廿日市市に住民票がない場合でも、入園希望日までに転入することが確実な場合は申し込みができます。ただし、入園決定後、入園日までに転入されなかった場合は、入園取り消しとなります。

② 保育を必要とする理由のいずれかに該当

保育を必要とする事由	認定期間	保育必要量
就労	就労証明書で届出を受けた就労の期間まで	標準時間 短時間 父母のうち就労（学）時間の短い者に準じます
学生	卒業予定日まで	
介護・看護	診断書等の期間まで	標準時間 短時間
疾病・障害		
妊娠・出産	産前8週の日属する月の初日から産後8週経過日の翌日が属する月の末日まで（※P9参照）	標準時間 短時間
災害復旧	必要と認められた期間まで	
育児休業	育児休業終了日まで	短時間
求職活動	求職活動開始または入園後から3か月まで	
その他	※こども課にご相談ください	

※ 認定有効期間内のみ、保育施設を利用することができます。

※ 標準時間の対象者は、短時間の認定を選択することも可能です。

(3) 保育必要量（保育施設の利用時間は、原則として勤務時間＋通勤時間です。）

保護者の就労等の状況に応じて、保育の必要量として、次の2つの時間区分があります。

① 標準時間（月120時間以上の就労等の事由）

標準時間利用を超えて保育が必要な場合は、延長保育を実施している保育施設があります。

② 短時間（月48時間以上120時間未満の就労、育児休業中、求職活動中等の事由）

短時間は原則として、土曜日の利用については正午までです。必要に応じて午後4時30分までの利用が可能です。

標準時間へ変更される場合は、必要書類を提出した上で、標準時間利用が可能となります。

【保育時間の例】 保育時間が異なる施設もありますので、「1.1 保育施設一覧」を参照してください。

7:30	8:30	16:30	18:30	19:00
標準時間	短時間	標準時間	延長保育	

6. 申込に必要な書類について

(1) 提出書類

必要書類	備考
保育の必要性の認定申請書（兼）保育利用希望申込書	児童 1 人につき 1 枚ご記入ください。
児童調書	児童 1 人につき 1 枚ご記入ください。
保育を必要とすることを証明する書類	世帯につき 1 部提出してください。※P7 参照
口座振替依頼書	世帯につき 1 部ご記入ください。原則、口座振替での納付をお願いします。
その他該当する場合のみ必要な書類	下記、「(2) その他該当する場合のみ必要な書類」を参照してください。

※注意事項

書類の提出後に確認事項がある場合は、ご連絡のうえ、新たに書類の提出を依頼します。

鉛筆、消せるボールペンなど書き換え可能な筆記用具は使用しないでください。

(2) その他該当する場合のみ必要な書類

必要書類	備考
生活保護受給証明書	生活保護を受けている方は市町村で証明書を取得してください。
児童扶養手当受給者証の写し	ひとり親世帯で児童扶養手当を受給している場合は、必要書類を提出することで、所得の状況によって保育料が減額されることがあります。（減額は書類提出の翌月からとなります。） ※受給者証の更新があった場合、毎年提出が必要です。
障害者手帳等の写し	同一世帯に障害者手帳等をお持ちの方がいる場合は、必要書類を提出することで、所得の状況によって保育料が減額されることがあります。（減額は書類提出の翌月からとなります。）※手帳の更新があった場合、提出が必要です。 身体者障害者手帳（1～4級）、療育手帳の写し（㉠A㉠B）、 精神障害者手帳保健福祉手帳の写し（1～3級）
証明書（在園・通所）	きょうだい保育施設等に在園・通所している場合は、必要書類を提出することで、保育料が減額されます。（減額は書類提出の翌月からとなります。） ※公立・私立認可保育施設・市内幼稚園に在園している場合は提出不要
保育料・給食費納付相談書	保育料・給食費の滞納がある方は、市役所 1 階税制収納課で納付相談を行い、納付相談書に押印を受けてください。

(3) 保育を必要とすることを証明する書類

※65歳未満の祖父母等と同居の場合は、その方についても証明書等が必要です。同居の実態は住民票の世帯分離ではなく、生活実態に基づきます。

保育を必要とする事由	必要書類	その他事項
就労者の場合	「就労証明書」(※様式あり、押印不要)	転職予定の方は転職前の就労証明書も必要です。
育児休業中の場合	「就労証明書」	入園申請時には、 <u>育休期間等を明記した就労証明書をご提出ください。</u> 復職後1か月以内に再度「就労証明書」もしくは「復職証明書(復職年月日が記入されており、証明日が復職日以降のもの)をご提出ください。
採用内定者の場合	「就労証明書」	入園後1か月以内に再度「就労証明書(証明日が就労開始日以降のもの)」をご提出ください。
自営業従事者の場合	①「就労証明」 ②「開業届の写し」または	①、②ともに必要です。
農業従事者の場合	「確定申告書(第一表、第二表)の写し」など	①、②ともに必要です。
学生の場合	「在学証明書」及び「カリキュラム」	在学証明書は在学年が判るものが必要です。 月48時間以上就学していること。
介護・看病の場合	「診断書(治療期間が明記されているもの)」または「介護保険被保険者証の写し」	医療機関または自宅において介護・看病を1か月あたり12日以上行っていること。
病気・障害がある場合	「診断書(本人)」または「身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害者年金証書」などの写し	
出産の場合	「親子健康手帳の写し」 (表紙および出産予定日が記載されたページ)	P9.参照 (3) 出産の理由で利用申込をする場合
災害復旧	「り災証明書等」	災害状況がわかるもの
虐待やDVのおそれ	こども課にご相談ください	
求職活動中	「求職活動申立書」	利用開始月から3か月以内に就労を開始し、就労証明書を提出しない場合は、退園となる場合があります。 P9.参照 (7) 求職活動中で利用中の方

※注意事項

各証明書について、証明日が申込日から3か月以内のものをご用意ください。

提出書類の捏造、変造(無断作成・改変)等あった場合は、保育施設を利用(継続)できない場合があります。また、就労証明書の記載内容の確認のため、事業所(記入者等)に問い合わせる場合があります。

保育を必要とする理由が就労等であっても申込締切日までに就労証明書等の提出が無い場合や、書類に不備がある場合は、優先順位が低くなり、求職活動中として入園調整会議を行いますので、ご了承ください。

(4) 申込み内容の変更に必要な書類

世帯状況や保育を必要とする理由に変更があった場合は、入園調整及び保育料等に影響することがあります。速やかに次の必要書類を提出してください。提出先は、申込み中の方は第1希望の保育施設、在園中の方は利用している保育施設です。

※原則、書類提出の翌月から変更します。

変更内容	必要書類
保育の必要量の変更	子どものための教育・保育給付認定変更申請書 兼 内容変更届
求職活動の開始	子どものための教育・保育給付認定変更申請書 兼 内容変更届及び求職活動申立書
延長保育の利用	延長保育申請書 ※私立保育施設の延長利用については、直接、各保育施設に提出
延長保育の取り下げ	延長保育取下届 ※私立保育施設の延長利用については、直接、各保育施設に提出
勤務先の決定・変更	就労証明書
妊娠・出産	子どものための教育・保育給付認定変更申請書 兼 内容変更届 親子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が分かるページ） ※就労等（産休・育休）認定の方は、親子健康手帳の写しのみ必要です。
育児休業開始	育児休業証明書 兼 復職証明書
育児休業後の復職	育児休業証明書 兼 復職証明書
住所・世帯構成の変更	子どものための教育・保育給付認定変更申請書 兼 内容変更届
離婚調停中	事件係属証明書（保育料をひとり親世帯として算定するために必要です。）
入園希望園の変更	希望保育園変更届
入園申込みの取り下げ	保育園入園取下届
転園	保育園転園願
転園の取り下げ	保育園転園願取下届
退園	退園届（登園されなくても退園届の提出が無ければ、保育料が発生します。）

7. 入園申込時の注意事項について

(1) 育児休業明けで利用申込をする場合（ならし保育）

育休復帰時には2週間前から入園が可能ですので、こちらをならし保育期間として利用していただくことが可能です。利用開始の対象となる日は、保護者が育児休業明けの職場復帰日によって異なります。

ならし保育は「入園」の取扱いになりますので、申請書の「入園を希望する期間」には、ならし保育を含めた利用開始日を記入してください。また、ならし保育開始日から保育料が発生しますのでご注意ください。

(2) 育児休業中に育児休業取得対象以外の子どもに関して利用申込をする場合

入園申込は可能ですが、入園調整の優先度が低くなりますので、定員を超えている保育施設においては、入園できない場合があります。

育児休業取得開始時に、すでに保育施設を利用している子どもは、そのまま継続利用することができます。（短時間保育のみ）

(3) 出産の理由で利用申込をする場合

保護者が第2子以降の子を出産するためにそのほかの児童を預ける場合、入園申込は可能です。利用期間は出産予定日8週間前の日の属する月初から出産予定日から8週間を経過する日の属する月末までの期間です。

※期間の終了後、退園となります。

(例) 8月14日が出産予定日の場合

⇒ 6月1日から10月31日まで保育施設を利用することができます。

引き続き保育施設の継続利用を希望される場合は、再度入園調整の対象となるため、新たに申込書の提出が必要となります。

(4) 入園申込を取下げの場合

「保育園入園取下届」をこども課保育係に提出してください。

(5) 保育の利用の解除（退園）

廿日市市外に転出する場合や、保育を必要とする事由がなくなった場合など長期にわたり保育施設の利用がなくなる場合は、在籍園に「退園届」の提出が必要です。登園されなくても退園届の提出がなければ保育料が発生します。

(6) 支給認定内容の変更

支給認定後に、就労状況や家庭の状況などに変更があった際は、手続きが必要です。支給認定内容の変更に伴い、変更が生じた場合は、保育時間や保育料にも変更が生じる場合があります。

変更は、提出いただいた翌月からの適用になりますので、状況が変わった場合は早急に手続きをお願いします。

(7) 求職活動中で利用中の方

求職中の方の認定期間は、利用開始月から3か月を経過する日の属する月末までの期間です。3か月目の15日までに就労証明書が提出されない場合、また保育を必要とする事由にも該当しない場合は、翌月の入園調整の対象（新規入園申込と同様の扱い）となり、退園していただく場合があります。

(8) 廿日市市外へ転出予定の方

転出される月の末日まで利用が可能です。その後も継続して利用を希望する場合は、転出先市区町村での広域利用申込みが必要です。

8. 特別保育

(1) 延長保育

保護者の方が仕事の都合などでやむを得ず標準時間内に児童を迎えに行くことができない場合、延長保育が利用できます。延長保育の実施園は、「11 保育施設一覧」を参照してください。利用する場合は、保育施設に必要書類を提出してください。

(公立の場合)

対象者	1歳児クラス以上の児童	
保育料	月額利用	2,000円
	日額利用	200円 ※原則、前日予約

※私立保育施設の延長保育利用については、直接、各私立保育施設にお問い合わせください。

(2) 一時保育

保護者の短時間の就労や疾病等による緊急時などの理由で一時的に児童を預けたい場合、一時保育が利用できます。一時保育の実施園については、「11 保育施設一覧」を参照してください。

(公立の場合)

対象者	主に廿日市市内在住で満1歳以上の児童	
利用日数	1か月につき14日以内	
利用日時	平 日：午前8時30分から午後4時30分まで 土曜日：午前8時30分から正午まで	
保育料	3歳未満児	1日あたり2,000円(事前徴収)
	3歳以上児	1日あたり1,600円(事前徴収)
申込方法	利用希望日の前月の1～3日(3日が休園日の場合その翌日)に「一時保育利用申請書」を保育施設へ直接提出してください。 この期間で申し込まれた申請については、先行して利用調整を行います。 結果については、毎月10日頃に決定しますので、各保育施設へお問い合わせください。 ※上記以外の期間についても、常時、申請を受け付けています。 なお、初めて利用を希望される場合は、事前に希望する保育施設へお問い合わせください。	

※一時預かり事業の相互利用に関する協定を締結している次の市町に在住している児童については、利用希望日の2週間前から予約できます。

【協定締結市町】

広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町、世羅町、三次市
山口県	岩国市、柳井市、和木町、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
島根県	邑南町

(3) 障がい児・医療的ケア児(※) 保育

障がい児・医療的ケア児保育は、対象の児童に対して保育上の配慮をしながら集団保育を行います。保育を必要とする理由(「5 保育の必要性の認定」を参照)に該当し、**集団保育が可能であると判断された児童が対象となります。**

必要な場合には、加配保育士又は看護師(担任保育士に加えて配置する職員)を配置し、お子さんの育ちを支援しています。

希望される場合には、入園申込み前に、保育施設又はこども課にお問い合わせのうえ、入園申込みをしてください。書類審査及び保育所障害児入所指導委員会に諮った上で決定します。

※医療的ケア児とは、「日常生活及び社会生活を営むために恒常的に 医療的ケアを受けることが不可欠である児童」をいいます。

(4) 病児・病後児保育

児童が病気回復期で集団生活が困難な期間など、保護者の方が仕事の都合などで保育ができない場合、病児・病後児保育が利用できます。

対象施設	施設名	平田内科小児科医院「病児保育室 ゆう」	
	所在地	廿日市市阿品台三丁目1番1-209号(2階)	
	電話番号	0829-39-8812 (FAX兼用)	
対象者	生後9か月から小学校6年生までの児童等		
定員	4名		
対象疾患	① 感冒、消化不良症等の児童等が日常罹患する疾患 ② おたふく、インフルエンザ等の感染症疾患 ③ ぜん息等の慢性疾患 ④ 骨折等の外傷性疾患		病児保育 ネット予約サービスQR
利用料等	年間登録料		1,000円(初回利用から1年間有効)
	利用料	1日2,000円(生活保護受給世帯は、利用料不要)	
利用時間	午前8時30分から午後6時まで		
利用方法	原則、事前予約(空きがあれば当日でも可、ネット予約サービス有り)		
食事	原則、保護者が用意(離乳食やアレルギーのある方はできる限り用意してください。) ※500円で給食(おやつ代込み)の用意ができます。(おやつはアレルギー等がなければ持参しなくても良いです。)		
持参物	保険証、親子健康手帳、薬(内服・座薬)、着替え(2~3枚)、よだれかけ、おしりふき、おむつ、哺乳瓶・粉ミルク、通園している園の連絡帳など		

※その他、詳しくは「病児保育室 ゆう」へ直接お問い合わせください。

9. 保育料

児童が保育施設の利用を開始した場合、毎月保育料を納付していただきます。4月分~8月分の保育料については4月上旬ごろ、9月分~3月分の保育料については9月上旬ごろ「保育料決定通知書」を送付します。

※年度当初(令和6年4月1日時点)の年齢により、保育料を算定します。

※入園する保育施設によっては、保育料とは別に毎月徴収する費用があります。詳しくは各施設に直接お問い合わせください。

※年度途中で誕生日を迎えても変更となりません。

(1) 保育料の決定

保育料は、原則、児童の保護者(父母)の市町村民税の所得割合算額により、「廿日市市保育料徴収基準額表」をもとに算定します。家計の主宰者が、同居する祖父母等であると判断される場合には、その方の市町村民税の所得割額により算定します。また、児童のクラス年齢と保育の必要量(標準時間・短時間)の区分に応じて保育料は変わります。公立保育園と私立保育園、認定こども園(2号認定・3号認定)、小規模保育園、事業所内保育園の保育料は同じです。なお、延長保育の保育料については、別途、負担していただきます。

【軽減措置】

16歳未満の扶養児童が2人を超える場合、超えた児童1人につき19,800円を市町村民税の所得割額から差し引いて保育料を算定します。

【例】家族構成が父、母、子ども3人で市町村民税の所得割額が97,800円の場合、そのまま「廿日市市保育料徴収基準額表」に当てはめると、市の階層区分では第5-1ですが、軽減措置を行うため、市の階層区分は第4-3となります。

97,800円 - (1人 × 19,800円) = 78,000円

↑ 2人を超えた16歳未満の扶養人数(3 - 2 = 1人)

「廿日市市保育料徴収基準額表」の84,100円未満の階層を適用

(2) 保育料の決定の対象となる市町村民税の年度

令和6年4月～8月分は令和5年度市町村民税の所得割額、令和6年9月～令和7年3月分は令和6年度市町村民税の所得割額より決定します。

未申告や必要書類の未提出などにより、市町村民税の所得割額が確認できない場合、最高階層の金額で仮算定します。市町村民税の所得割額が確認できた場合、4月もしくは9月に遡り保育料を決定し、差額が生じた場合には還付します。

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
令和5年度市町村民税の所得割額					令和6年度市町村民税の所得割額						

※令和6年1月1日に廿日市市に住民票がない方は、9月分以降の保育料算定のため、前住所地等に課税状況の照会を行いますので、保育の必要性の認定申請書（兼）保育利用希望申込書にマイナンバー及び令和6年1月1日時点の住所を必ず記入してください。

※海外赴任などで令和5年度及び令和6年度市町村民税課税情報の提出ができない方については、令和5年分（令和5年1月から令和5年12月）の収入の分かるものを会社等から発行してもらい、令和6年8月15日までに提出してください。

(3) 保育料のお支払いについて（公立保育園・私立保育園の場合）

① 口座登録のある方

毎月末（末日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）に金融機関から口座引き落としされます。

② 口座登録のない方

毎月中旬に納付書を郵送しますので、納期限までに金融機関・コンビニエンスストアでお支払いください。

※保育料の納付について、納期限までに納付されない方に対しては、督促状等による通知を行うほか、滞納状況が続く場合には、児童手当法の規定に基づき児童手当を保育料に充当する場合があります。また、児童福祉法の規定に基づき財産（給与、預金等）の差し押さえを実施する場合があります。

認定こども園・小規模保育園・事業所内保育園のお支払い手続きについては、各施設にお問合せください。

(3) 保育料無償化

① 保育料

認可保育施設（2号、3号認定）利用の世帯は、3～5歳児クラスの児童の保育料が無償になります。また、0～2歳児クラスの児童も住民税非課税世帯に限り保育料が無償になります。

なお、認定こども園（1号認定）利用の世帯は、満3歳以降の児童の保育料が無償になります。

② 給食費（副食費）

これまで保育料に含まれていた3～5歳児クラスの給食費（副食費）は、無償化とは別に実費徴収されます。ただし、市民税所得割額57,700円未満、ひとり親世帯等の場合市民税所得割額77,101円未満（年収360万円未満相当世帯）の児童、及び世帯年収にかかわらず第3子以降の児童（※全員が未就学児に限る）については徴収が免除されます。また、0～2歳児クラスの給食費は保育料に含まれています。

	公立	私立
給食費（副食費）※おかず、おやつなど	4,500円/月	各施設で定めますので、直接お問い合わせください。
給食費（主食費）	各家庭から持参	各施設で提供（別途、徴収）
延長保育料	無償化の対象外	
病児・一時・認可外保育施設との併用	無償化の対象外	
障害児通所施設との併用	一律無償	

私立保育施設の給食費（副食費）のお支払い手続きについては、各施設にお問合せください。

令和6年度廿日市市保育料徴収基準額表（2号認定・3号認定）

階層区分 1か月あたりの 保育料の徴収基準額票		旧保育料		新保育料 令和6年度から第1子の保育料が半額になりました。 保育料改定後の金額を記載しております。	
		0～2歳児クラス		0～2歳児クラス	
		短時間	標準（長）時間	短時間（8：30～16：30）	標準（長）時間
第1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
第2	市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
第3-1	市民税均等割額のみ課税世帯	7,500円	7,700円	3,750円	3,850円
第3-2	市民税所得割額が34,600円未満	10,700円	11,000円	5,350円	5,500円
第3-3	38,900円未満	13,500円	13,800円	6,750円	6,900円
第3-4	43,600円未満	16,300円	16,600円	8,150円	8,300円
第3-5	48,600円未満	19,200円	19,500円	9,600円	9,750円
第4-1	59,100円未満	21,700円	22,100円	10,850円	11,050円
第4-2	71,500円未満	24,200円	24,700円	12,100円	12,350円
第4-3	84,100円未満	26,800円	27,300円	13,400円	13,650円
第4-4	97,000円未満	29,500円	30,000円	14,750円	15,000円
第5-1	123,400円未満	34,100円	34,800円	17,050円	17,400円
第5-2	145,600円未満	38,800円	39,600円	19,400円	19,800円
第5-3	169,000円未満	43,700円	44,500円	21,850円	22,250円
第6-1	235,000円未満	51,700円	52,700円	25,850円	26,350円
第6-2	301,000円未満	54,800円	56,000円	27,400円	28,000円
第7	397,000円未満	59,700円	61,000円	29,850円	30,500円
第8	397,000円以上	61,700円	63,000円	30,850円	31,500円

3～5歳	保育料0円	公立 副食費	4,500円
		私立 給食費	各施設で定めますので、直接お問い合わせください。

※保育施設等に通っている児童のうち、第3子以降の保育料は無料になります。保育施設等とは、幼稚園・通所施設等が該当します。廿日市市外の施設を利用している場合、証明書の提出が必要です。（「6 申込みに必要な書類」を参照してください。）
※年収が約360万円未満相当の世帯については、上記に加えて軽減措置の対象になる場合があります。詳細については、お問い合わせください。

(5) 月途中の入退園に伴う保育料等

月途中に入園した場合や、月末以外の日に退園した場合の保育料等は、原則、日割計算となります。ただし、月の初日が休園日などの場合は、日割計算をせず本来の月額料金となります。

なお、私立保育施設の給食費等については、直接園へお問い合わせください。

(6) 保育料の減免

次の表に該当する場合は、保育料の減免に関する要綱に基づき、保護者が「保育料減免申請書」を提出することで保育料が減額される場合があります。

減免等の理由	必要書類
1. 住宅又は家財が災害により被害を受けた場合	罹災（被災）証明書
2. 収入が半額以下かつ、生活に支障がある場合	離職票、雇用保険受給者証、直近3か月給与明細書
3. 保護者以外が家計の主宰者として認定されており、保護者からの申し出により、保護者の収入金額が3か月にわたって8万6千円を超え、それ以降も同等の収入が見込まれる場合	直近3か月の給与明細書、保護者及び児童の健康保険証の写し
4. その他の特別な事情がある場合	こども課保育係へお問い合わせください。

※申請先は山崎本社みんなのあいプラザ1階こども課保育係です。

※減額が承認された場合、申請した月の翌月からの適用になります。

※上記2・3に該当する場合は、3か月ごとの申請のため、引き続き減免を希望される場合は、3か月目の月末までに再度申請をしてください。

(7) 保育料の確認方法

①市町村民税が給与から天引きされている方 ※毎年6月に雇用主から通知されているもの

「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)	
所得	給与収入 給与所得(所得金額調整控除後) その他の所得計
所得控除	主たる給与以外の合算所得区分 総所得金額①
雑損	医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料
控除	障害・寡・ひ・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎 所得控除合計②
課税標準	総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引
税額	市 税額控除所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 県民税 税額控除所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 既充当額⑩ 既納付額⑪ 差引納付額(⑧-⑨-⑩) 変更前税額⑫ 増減額(⑧-⑫)
摘要	「摘要」欄 住宅借入金等特別控除 寄付金税額控除

※所得割額⑥に記載の金額が、保育料の算定に係る税額です。なお、摘要欄に住宅借入金等特別控除・寄付金税額控除などの記載がある場合は、所得割額⑥にこれらの控除額を足した金額で保育料を算定します。

11. 保育施設一覽

公立保育園

地域	一時保育	施設名	施設類型	所在地	電話番号	対象月齢	開園時間	延長保育時間	警戒レベル4による休園
廿日市地域		佐方保育園	公保	城内3-5-16	32-5603	1歳～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	-
		平良保育園	公保	平良1-21-8	32-7521	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害レベル4
	○	原保育園	公保	原967	38-1616	1歳～5歳	7:30～18:30	-	土砂災害レベル4
		宮内保育園	公保	宮内1508-2	39-1636	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害レベル4
		宮園保育園	公保	宮園1-1	38-3205	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	-
		地御前保育園	公保	地御前4-4-30	36-3262	生後57日目～5歳	7:30～18:30	-	-
		阿品台東保育園	公保	阿品台東3-37	39-6111	1歳～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	-
		阿品台西保育園	公保	阿品台西6-63	39-4031	生後57日目～5歳	7:30～18:30	-	-
佐伯・吉和地域	○	友和保育園	公保	友田30-1	74-0672	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	土砂災害レベル4
	○	津田保育園	公保	津田4160-1	72-0939	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	-
	○	吉和保育園	公保	吉和1513	77-2460	生後4ヶ月目～5歳	7:30～18:30	-	-
大野地域		深江保育園	公保	深江2-11-25	56-0356	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	-
	○	池田保育園	公保	物見西3-7-10	55-2018	生後57日目～5歳	7:30～18:30	-	-
		いもせ保育園	公保	大野原2-10-3	55-2009	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害レベル4
	○	梅原保育園	公保	梅原2-5-12	54-1558	生後57日目～5歳	7:30～18:30	-	-

私立認可保育園

地域	一時保育	施設名	施設類型	所在地	電話番号	対象月齢	開園時間	延長保育時間	警戒レベル4による休園
廿日市地域		アイグラン保育園廿日市	私保	下平良1-3-36 有信廿日市ビル5階	30-0220	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害レベル4
		アイグラン保育園住吉	私保	住吉1-2-38	30-7117	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害レベル4
		アイグラン保育園串戸	私保	串戸5-2-6	20-5306	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害レベル4
		アイグラン保育園廿日市中央	私保	下平良1-7-7	30-7921	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害レベル4
		アイグラン保育園地御前	私保	地御前1-3-28 3階	20-5660	生後57日目～2歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害レベル4
		にこにこの森保育園	私保	新宮1-3-33	32-3011	生後57日目～5歳	7:30～19:30	18:30～19:30	浸水害レベル4
		廿日市いちご保育園佐方	私保	城内2-7-2-102	34-0030	生後57日目～5歳	7:30～19:30	18:30～19:30	-
	○	アトリエREIレイこども舎さがた	私保	佐方639-1	32-7489	生後57日目～5歳	7:00～19:00	7:00～7:30 18:30～19:00	-
		ふじ保育園	私保	阿品4-24-24	36-1154	1歳、2歳	7:30～19:00	18:30～19:00	-
		さつき保育園	私保	平良山手11-47	32-4311	生後57日目～2歳	7:30～19:00	18:30～19:00	-
	○	さつき第2保育園	私保	城内2-13-25	32-8898	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	-
	○	公私連携 廿日市保育園	私保	廿日市2-1-6	30-7725	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害レベル4
	○	公私連携 串戸保育園	私保	串戸2-13-3	32-0361	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害レベル4
大野地域		廿日市くじら保育園	私保	大野3240-1	50-1580	生後57日目～5歳	7:00～19:00	18:00～19:00	-
	○	アトリエREIレイこども舎おおの	私保	沖塩屋3-1-11	20-5354	生後57日目～5歳	7:00～19:00	7:00～7:30 18:30～19:00	-
	○	つきのひかり国際保育園	私保	大野625-1	50-2280	生後57日目～5歳	7:00～19:00	7:00～7:30 18:30～19:00	-
	○	公私連携 丸石保育園	私保	丸石2-16-23	55-2010	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	-
地宮島	○	みやじま保育園	私保	宮島町960-2 宮島福祉センター内	44-2515	生後57日目～5歳	7:30～19:00	7:30～8:00	土砂災害レベル4

私立認定こども園

地域	一時保育	施設名	施設類型	所在地	電話番号	対象月齢	開園時間	延長保育時間	警戒レベル4による休園
廿日市地域	○	廿日市こども園	私こ	桜尾本町2-19-5	31-5635	生後57日目～5歳	7:30～19:30	18:30～19:30	-
	○	みどりの森ようちんこども園	私こ	陽光台5-1	37-4050	生後57日目～5歳	7:30～19:30	18:30～19:30	-
	○	くすのき幼稚園	私こ	四季が丘2-15-1	39-5345	生後6ヶ月目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	土砂災害レベル4
地佐域伯	○	友和こども園	私こ	友田24-513	74-1270	1歳～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	-
地大域野	○	フルムーンインターナショナルこども園おおの	私こ	大野696-1	20-4660	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害レベル4

私立小規模保育園・事業所内保育園

地域	一時保育	施設名	施設類型	所在地	電話番号	対象月齢	開園時間	延長保育時間	警戒レベル4による休園
廿日市地域		保育所ちびっこいろは園	私小	宮内4241-2	38-2178	生後57日目～2歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害レベル4
		おおぞら保育園廿日市	私事	宮内311-1	38-7108	生後5ヶ月目～2歳	7:30～18:30	-	浸水害レベル4

【施設類型】 公保：公立保育園 私保：私立保育園 私こ：私立認定こども園 私小：私立小規模保育園 私事：私立事業所内保育園

※令和5年11月1日時点

12. 災害時等における保育施設の臨時休園について

市内保育施設では、近年、全国各地で発生している自然災害等への対応策として、集中豪雨や台風接近及び地震発生等の避難情報発令時における休園基準等を以下のとおり設けています。

休園基準については、気象別に各保育施設の立地環境で異なりますので事前に確認してください。なお、「大雨に伴う警戒レベル4」発令時に臨時休園を行う施設一覧は、「11 保育施設一覧」に記載のとおりです。

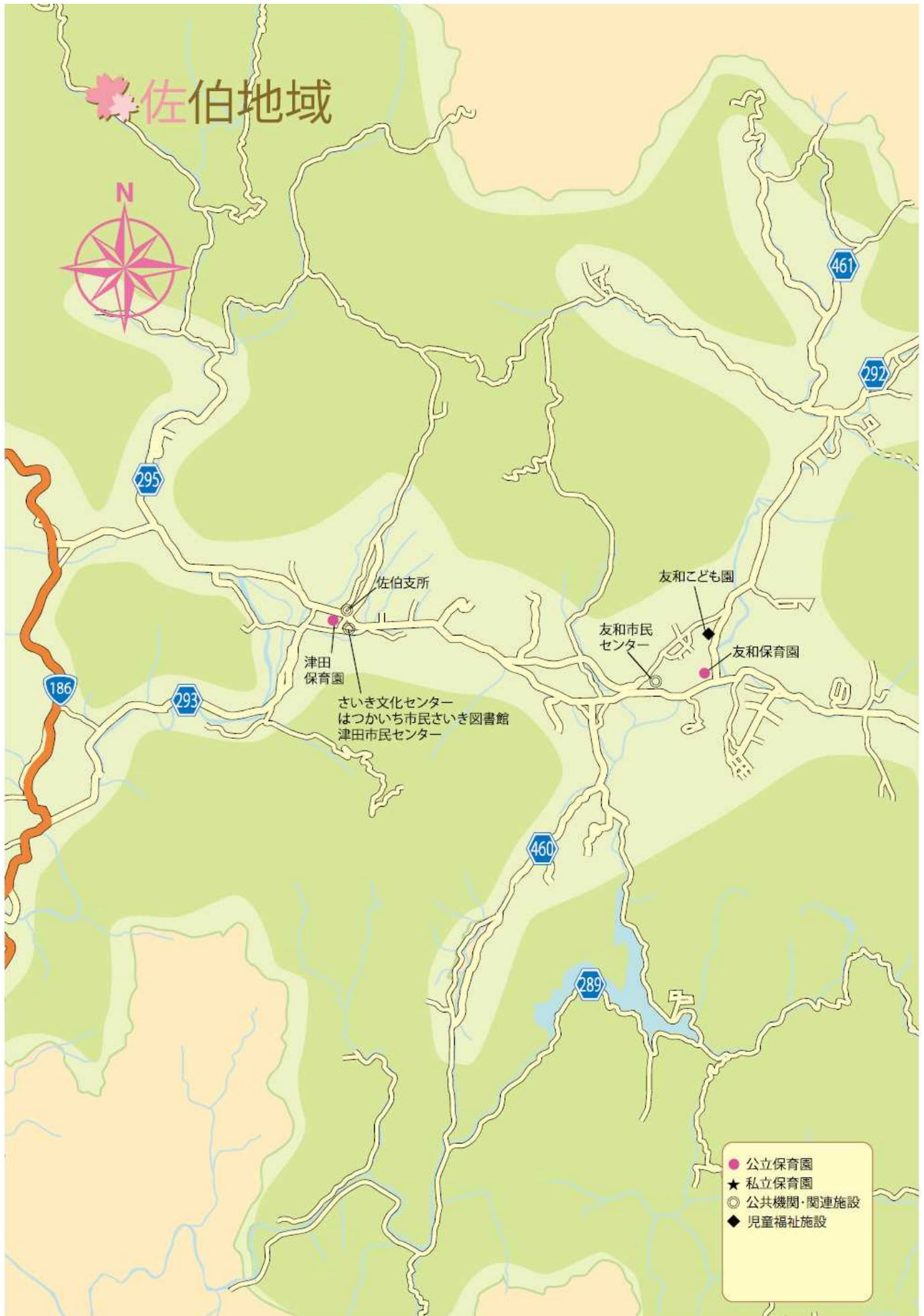
避難情報発令時等における対応について

気象	判断基準（午前6時の時点で決定）		休園対象等
	市の発令（市ホームページ、安全・安心メール）		
大雨	警戒レベル5（緊急安全確保）		【全園休園】
	※気象庁情報：警戒レベル5相当（大雨特別警報等）		
	警戒レベル4（避難指示）		【一部の施設で休園】 ※「11保育施設一覧」を参照
	警戒レベル3（高齢者避難等）		【登園自粛要請】
気象	判断基準（前日に決定）		休園対象等
台風	午前7時から午後7時までの間に、本市が、台風による暴風域（風速25m以上）に入ることが気象庁の情報から確実視されるとき		【全園休園】
気象	判断基準（発生後に決定）		休園対象等
地震	震度5強以上の地震が発生し、施設が運営困難と判断したとき		【該当の施設で休園】

大野地域









ちょうどいい、みつけた。

廿日市市

はつかいちし

令和6年6月改訂